

# 松戸市教育委員会会議録

令和 8 年 1 月 定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和8年1月定例会

開 会	令和8年1月14日(水) 午前10時2分	閉 会	令和8年1月14日(水) 午前11時38分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和8年1月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	文化財保存活用課 博物館 次長	染野 寿郎
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	社会教育課 課長	関根 嗣人
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 補佐	三田村 英俊
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 施設担当室 室長	清水 潤也
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	〃 施設担当室 補佐	伊介 淳
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	文化スポーツ部 部長	藤谷 隆
7	〃 主査	小林 清	27	文化スポーツ政策課 課長	安部 豪
8	〃 主査	竹田 順一	28	〃 補佐	東海林 理江
9	〃 主任主事	齋藤 奈々	29		
10	学務課 課長	南 進史	30		
11	〃 補佐	江川 裕子	31		
12	〃 主任主事	安藤 裕貴子	32		
13	児童生徒課 課長	志村 雅人	33		
14	〃 補佐	日野 裕介	34		
15	〃 補佐	西野 友浩	35		
16	〃 指導主事	桑原 晴之	36		
17	学習指導課 課長	小川 晴美	37		
18	〃 特別支援教育担当室 室長	山口 広美	38		
19	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	39		
20	〃 美術館準備室 室長	豊島 周一	40		

## 令和8年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和8年1月14日（水） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和8年1月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第40号

松戸市学区審議会に対する諮問について

(学務課)

#### ② 議案第41号

松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(児童生徒課)

#### ③ 議案第42号

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する  
条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について

(教育総務課)

**教育長** 初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降の傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** 定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまから令和8年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件となっておりますが、これに加えてお手元に、議案第43号「松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を提出させていただきました。松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがか、お諮りいたします。

議案第43号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、議案第43号を日程に追加の上、議題に追加することに決定いたしました。

本日の議案のうち、議案第42号は市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第42号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、審議は秘密会といたします。

また、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第42号につきましては、記録を残したいと考えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第42号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、議案第43号及びその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、議案第43号及びその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議案第40号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第40号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

**学務課長** おはようございます。学務課の南です。よろしくをお願いいたします。

追加資料として、諮問書案を配付させていただきました。お手元、ご確認をお願いいたします。

それでは、議案の説明の前に、改めて松戸市学区審議会について簡単にご説明いたします。

松戸市学区審議会は、松戸市立小中学校の学区の設定の適正を期するための諮問機関で

ございます。審議会は学区の見直しや変更が生じた際に開催し、教育委員会からの諮問をご審議いただいているものでございます。

それでは、議案第40号「松戸市学区審議会に対する諮問について」、資料に沿ってご説明いたします。

資料1 ページ目をご覧ください。

今回提案理由といたしましては、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う学区の変更及び松戸市小中学校通学区域に関する規程に記載のない新住所等の学区変更を松戸市学区審議会へ諮問させていただくものでございます。

初めに、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う学区の変更についてご説明いたします。

資料の2 ページ目をご覧ください。

1の開設の目的につきましては、本市の特別支援教育では、個々の教育的ニーズに対応できるよう、個別の指導計画を作成して、保護者との連携を取りながら、一人一人に応じたきめ細やかな指導を実施し、自立と社会参加を目指して児童生徒の基礎基本の定着と社会性の向上を図っております。

特別支援を希望される児童の増加に伴い、地域の学校でより安心して通学ができるよう、計画的に新設を進めていく必要があるものと考えております。

そこで、令和8年度より、知的障害特別支援学級を高木小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、松ヶ丘小学校、和名ヶ谷小学校、小金北中学校の6校に新たに開設することを計画いたしました。また、自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、横須賀小学校と古ヶ崎中学校の2校に新たに開設することを計画いたしました。

各校における新規開設の必要性の詳細につきましては、資料の3 ページ目から6 ページ目の間に記載のとおりでございます。

続きまして、新規開設に伴う通学区域の変更についてご説明いたします。

資料13 ページ目をご覧ください。

左側が令和7年度現在の通学区域を表し、右側が令和8年度変更予定の通学区域となります。高木小学校の学区は、栗ヶ沢小学校から分離し、高木小学校といたします。

次に、資料14 ページ目をご覧ください。

常盤平第二小学校と常盤平第三小学校の学区は、常盤平第一小学校から分離し、それぞれ常盤平第二小学校と常盤平第三小学校の学区といたします。

次に、資料15ページ目をご覧ください。

松ヶ丘小学校の学区につきましては、上本郷第二小学校から分離し、松ヶ丘小学校の学区といたします。

次に、資料16ページ目をご覧ください。

和名ヶ谷小学校の学区は、相模台小学校から分離し、和名ヶ谷小学校の学区といたします。また、これにより、大橋小学校が併せてこれまで相模台小学校の学級へ通うこととなっておりましたが、これにより、大橋小学校が相模台小学校と隣接しないこと、大橋小学校が和名ヶ谷小学校に隣接することを踏まえまして、大橋小学校の学区につきましても相模台小学校から分離し、隣接する和名ヶ谷小学校への学区といたします。

次に、資料17ページ目をご覧ください。

小金北中学校の学区につきましては、小金中学校から分離し、小金北中学校の学区といたします。

次に、資料18ページ目をご覧ください。

横須賀小学校は、固定級を新設することといたします。横須賀小学校の学区につきましては、現在、自閉症・情緒障害特別支援学級の小学校の通学区域は市内全域となっておりますので、市内全域に横須賀小学校を加えます。

なお、横須賀小学校の通級につきましては、引き続き開設する状況となります。

次に、資料の19ページ目をご覧ください。

古ヶ崎中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の学区は、第一中学校から分離し、古ヶ崎中学校の学区といたします。

最後に、松戸市立小中学校通学区域に関する規程の記載事項の変更につきましてご説明いたします。

資料の20ページ目をご覧ください。

松戸市内の小中学校の通学区域内において、新しく家屋が建った場合などに地番が新しく設定されることがございます。そのため、規程に記載がなく、学区設定がない当該地番につきまして新たに学区設定を行い、規程に追加するものでございます。

また、小字名などの表記の誤りが判明したものにつきまして、規程の字句の改正を行うものでございます。

以上の2点につきまして、松戸市学区審議会に諮問することについて提案をさせていただくものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第40号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問はございますか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。質問が2点あります。

学区が変更になっても、通われている子が、学区が変わったからといって転校することはないかの確認が1点。

もう一点が、全体的な話で、数年前から特別支援学級が増設して、全体数でいくと、知的、情緒とか交せて、小学校45校中に44校、中学校が20校中の18校と多く設置されていますが、私たち教育委員は、学校訪問のときに限られた時間なので少しかだけ生徒さんのご様子を見ることしかできない状況です。学務課のほうで、設置が広がっていく中で、保護者の方の、学級ができてよかったというような、何かしらそういう声だとかというのがもしありましたら教えていただきたいです。先生と子どもたちのご様子なんかも、全体的な形でよければ少し教えていただけたらと思います。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** ありがとうございます。

では、まず1つ目の質問につきましてですが、これまで在籍していた学校に引き続き就学できるようにしてございます。手続もございません。

ただ、近くになるだとか、そうした理由で転校を希望される方につきましては、ご相談いただきまして、それに適宜対応してまいりたいと考えております。基本的には、ご希望に沿えるように。

2点目ですが、特別支援学級ができることによって、それができることによって、我々のほうとしましては、学区の就学に関する、学校に入る前の相談とかを受けまして、その数によつての我々の対応で、感想とかまではちょっと聞くに及んでないんですけども、そういった数があることによって、プラスに受け止めてくださっている方がいるものと思います。

ただ、学校におかれましては、特別支援級のある校長先生たちの話としては、特別支援級があることで学校の教育活動にも広がりがあり、また、人との関係において、いろんな関わりの部分が教育活動の中に出てくるところもあつたりとか、日々の活動で触れ合うところも

あったりとかで、非常に学校としては重宝しているという話で聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

意見として、これは松戸だけではなくて、日本全体を含めてサポートが必要なお子さんたちを支える方にむけての意見にもなります。発達障害という言葉も、神経発達症というような名称に変更されていますし、何か発達ユニークという言葉が精神科医の先生が使われて、とてもいいなと思います。ニューロダイバーシティなんていう言葉も最近は出てきております。多様な個性のあるお子さんたちが、特別支援学級があることによって学校に安心して通えること、また先ほどご説明にあった就学地相談はすごく増えていると思います。その中で、近くに特別支援級があるんだということで、安心して学校選択できるということも、すごく大切な部分になると思います。

だからこそ、もう一步進んだところの先に、特別支援と分けない学校経営のところも少しつくっていくのもいいのかなと思います。特別支援学級だけにいるのではなくて、一緒に学ぶ時間とか、もしくは特別支援学級自体がないような少人数のインクルーシブな特別な学校みたいなものも、文科省も提案していたりとかすると思います。研究校とか研究の地域だけなのかもしれないですけども、そのような分けないことでの学びだとか、困っている子のことをサポートする力なんかというの、これからとても必要になると思います。これ、よく会議でもお話ししますが、本当に分けないインクルーシブということも今後研究を重ねていただけたらと思います。引き続きお願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

和座委員。

**和座委員** 今のお話をちょっと引き継いでのお話ですけども、私も学校のほうで、こういった支援学級を見学することがあります。例えば、音楽だとか美術とか、そういうところで、特に子どもたちが一緒になりながら、障害を持っていると言ったらあれですけど、こういった支援学級のお子さんたちと一般の子どもたちとが一緒になりながらやっているという姿を見ると、なかなかほのぼのとしたものを感じます。

お互いに、そういったいろんな多様性のある中で、人として、どんな子どもたちもみんな価値があると言ったらおかしいですけど、とにかくみんな同じように生きているということ

が意味があるということ、ある意味でそういった体験として子どものうちから経験するということは、すごく差別とかそういうものを生み出さない土壌にもなると思うし、そういう意味では非常に重要なことなので、こういうふうにして、様々な形でこういった知的障害特別支援学級とか自閉症・情緒障害の支援学級が広がっていくことはすばらしいことなんですけれども、そのことが差別化につながらないように、できるだけインクルーシブな形での取組もこの中に、ぜひ一方、同じような形で進めていただけるといいかなというふうに思います。

それから、質問でございますけれども、場合によっては前に聞いていたことの繰り返しになってしまって申し訳ないんですが、1つは、こういった知的な支援学級とか情緒障害の支援学級がかなり広がってきていますけれども、これは全国的に見て大体平均値ぐらいなのでしょう。それとも、特にこちらのほうではある程度進んでいるのでしょうか。全体の中での位置づけみたいところをちょっと教えていただければありがたいと思います。

それから、もう一つは、情緒障害とかそういったところの教員の先生たちの指導のところに、県費の負担教職員というふうに書いてあるんですけれども、このことについてもう少し詳しく説明していただきたいです。これはつまり、こういったところで働く教員の方たちというのが、また別の形での採用になっているのでしょうか。そこら辺を少し教えていただければと思います。

それから最後に、横須賀小学校なんですけれども、新設して全体が全てカバーされているようですけれども、これは、今までの新規の開設の場合には、それぞれ近くのところとの関係の中で区別がされているようですけれども、これについてはどのように考えればいいのでしょうか。

すみません、その3点について教えてください。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** ありがとうございます。

まず1点目、全国平均との関わりなんですけれども、すみません、全国まで調べていないところがございます、今、早急に答えることができないので、申し訳ありません。

**和座委員** 分かりました。じゃ、また教えてくだされば結構です。

**学務課長** はい。

県費負担教職員という言葉につきましてですけれども、こちらにつきましては、特別支援学級の固定級につきましては、1学級8名に対して1クラスの設置となります。つまり、8

名までは1人県費負担職員がつく、9名になると2学級になって、2名の県費負担職員、担任という形でつく、そういった人数で、こちらに示しているものは現状の学級数、それに対して県費負担教職員がこのようについていきますよと、そういう人数でございませう。

**和座委員** それは県費の負担になるんですか、そういう場合。

**学務課長** そうですね。いわゆる教諭という、学級担任を担える教諭という立場の人が県費の負担でつくということです。

例えば、松戸市におきましては、市の負担で、市費で特別支援教室の補助教員とかをつけているところもあります。その根幹となる、クラスに対して1人の先生というものが県費の負担になる教職員でございませう。

**和座委員** 分かりました。

あともう一つの3点目なんですけれども。

**学務課長** すみません、3点目のほうが、横須賀小に新設されて全域になるということで、全域というのはなぜかというようなことですかね。

**和座委員** はい。

**学務課長** こちらにつきましては、松戸市のほうで、今現状、情緒級におきましては、以前数が少なかったことから、全域としているところがございます。だんだん今増えてきましたので、この後、学区を整備する計画はあるんですけれども、今のところは全域ということで採っております。もうちょっと各学校に設置が増えたときに、それぞれ学区に定める通常級と同じような学区でというようなところでの計画を今持っているところでございませう。

以上です。

**和座委員** 分かりました。どうもありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

中西委員。

**中西委員** 今ちょうど話題に出たので、最後の報告でもいいかなと思ったんですが、実は支援人材の取材で松ヶ丘小学校をお訪ねしました。自閉症・情緒障害の学級が3学級で、今度知的が1つ増えるということなんですけれども、今課長がおっしゃったように、補助教員が2人、補助員1人がそれぞれ、つまり3クラスある中で、補助の人がプラス3人市費で入っているということで、8人で定数ということなんですけど、8人でも1人の先生、やっぱり大変だということに入っていると思うんですが、その補助教員の役割というのはすごく大事ななどということを実感いたしましたして、ちょうど和座委員がご発言されたので、今課長がおし

やったように、補助教員、補助員が入っているところはかなり多いですね。という状況にあるということをここで説明しておこうかなと思いました。

雑誌の取材なんですけど、近々発行されるので、次の会議あたりにはコピーをお示しできるかなと思います。

以上です。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、質問はございますか。

今、中西委員のほうからご説明いただいて、私も質問しようかなと今思っていたところで、ここには県費負担職員の人数しかお示しがありませんが、市のほうでも学校訪問に行かせていただくと、たくさん補助教員の方が入っていることは私たちも見ることがございます。やや気になるところ、やはり1学級8名であるとか、4学級29名、ちょっとどうなっているのかなとすごく不安に思うところがあったんですが、今のお話を聞きますと、松ヶ丘の例をいただきまして、恐らくはそのようにご配慮いただいているものはこちらも理解したいと思います。ありがとうございます。

それと、学区分けですけれども、私のほうから1点ちょっと気になるのが、先ほどのご説明の中にももちろんあったので、理解はどちらでもいいと思うんですけれども、局所集中という部分が気になるというところと、あと利便性の意味での分割というところ。相模台は、どちらかという保護者の利便性を考えて集中しやすいという一面もあるのかなと想像する中で、じゃ、和名ヶ谷が近いかといったら決してそうではない、その辺りはご説明の範囲だとは思いますが、実態に即してと、あとはお願いする形での、新しいところへの保護者さんに対してのご協力を促すというようなことも、積極的にあってもいいのではないかとこのうふうに思います。

要は、そこに行く子どもたちがいい形で教育を受けられることが万全であって、親の都合ばかりではないので、その辺りがうまくコントロールできるといいなと今回の改正に対して思いました。あくまでも感想です。よろしく申し上げます。

ほか、よろしいですか。

教育長。

**教育長** ありがとうございます。

今回の議案は、あくまでも学区の変更についての諮問の中身でございますが、今、各委員の皆様からご意見を頂戴したように、大切なのは特別支援教育の質の部分、子どもたちに対

してどんな教育をするのかという部分だと私も思っていますので、その辺は改めて機会を捉えて、教育委員会としてもしっかりと議論していきたいと思っています。ぜひ前向きな様々なご意見を今後も頂戴したいなと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

議案第40号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第41号

**教育長職務代理者** 次に、議案第41号「松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

児童生徒課長、お願いします。

**児童生徒課長** 児童生徒課の志村です。よろしく申し上げます。

22ページをご覧ください。

議案第41号「松戸市いじめ防止対策委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

まず、提案理由につきましては、いじめ重大事態に係る事実確認を明確にするための調査に関して、今後、複数の重大事態に対応できるように、かつ迅速な審議を諮ることを目的として、委員定数を増員するとともに、部会の設置を可能とする規定を整備するためのものがございます。

23ページをご覧ください。条例の改正内容でございます。

まず、第3条、いじめ防止対策委員会の定数を、現在5人以内と規定しておるものを10人以内と定数を変更いたします。また、変更した10人につきましては、今までと同等の委員の構成を考えております。

次に、第8条につきまして、いじめ防止対策委員会におきまして、必要に応じて、特定事項を調査審議するために部会を設置することができるように条文を追加いたしました。

先ほどもご説明いたしました、条例を改正する目的でございますが、現在、松戸市でいじめ重大事態が発生した際に、5人の委員で構成される松戸市いじめ防止対策委員会での対応を行っております。近年、他自治体におきまして、いじめ重大事態の発生件数が増加の傾向にあるということ踏まえて、本市におかれましても、各5名の委員で構成する2つの部会で今後複数のいじめ重大事態に対応できるようにするため、条例を改正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第41号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見はございますか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 複数の事態に対応する必要性があって委員の数を大幅に増やすということで、それぞれ5名ずつの2つの部会を設けるということなんですが、それぞれの部会については、こういう案件はこちらの部会が担当して、こういう案件はこちらの別の部会が担当するというようなことはなく、全く同等の部会で、言ってみれば第1部会、第2部会というような感じで運営をされるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**教育長職務代理者** 児童生徒課長、お願いします。

**児童生徒課長** 委員のおっしゃるとおりで、特にこっちが優先でというのはございません。

以上です。

**伊藤委員** 分かりました。

なかなかこれから人選は大変だと思うんですけども、そういう必要性があって設けられるということなので、遺漏のないように人選をしていただければというふうに思っております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

これは意見という形になると思います。

今回のこの議案が提出されたときに、少し自分でも調べてみようかなと思って、近隣市の、ホームページで分かる範囲ですけれども、いじめ防止対策委員の人数のほうを、流山は7名で、柏については10名以上で、いじめ防止対策という名前ではなかったような形で、10名以上いらっやっていました。鎌ヶ谷と野田が5名ずつで、調べたら都内のほうとかもいろいろあって、ただ、人数に関してはやっぱり5名から10名の範囲だったなというのが印象でした。

今現状として、心理師の先生だとか弁護士の先生だとか学識経験者の方がいらっやる中で、調べた範囲で保護者という立場の方も委員の中にいらっやいました。

今回、私は増えることには賛同しています。やはりすごく難しい案件も出てきたときに、迅速に、また忙しい先生たちでもありますし、調査をするのもすごく丁寧なものになると思います。頻回にもなっていくと思います。その中で、人数が多いところで体制を整えていくこと。起きないことが一番ですけれども、その部分の中で人選がすごく難しいかなと思いましたので、ほかの市町村の人選についても、ぜひ幅広く見ていただいて、他の自治体でどのような方が選ばれているかをもう一度見ていただきながら、丁寧な人選をしていただけたらと思います。意見になります。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

質問を、私から。

2部会制を取られるということですが、この10名が一緒に活動するというようなタイミングというのはあるのかなのか、全く2チームというふうになるのか、その辺りの連携の有無など、もし分かっていることがあったら教えていただきたいです。

児童生徒課長、お願いします。

**児童生徒課長** 大ざっぱに申しますと、まず重大事態が発生した段階で、まずこの10名を招集します。内容の共有ということで、その後、どっちの部会ということで、それぞれの部会が

調査に入ります。調査に入って、答申をつくる段階になりまして、もう一度全体で集まって確認をして、教育委員会のほうに答申するという流れになると思います。

**教育長職務代理者** そうしますと、最終答申は全体からというふうに。

**児童生徒課長** はい。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

中西委員。

**中西委員** 私、別の都内の自治体で、いじめの調査絡みの組織に所属していたりもするものですから、若干情報提供といたしますか。

必ずしも常設ではなくて、その都度立ち上げ方式で調査部会を設けているところもあるはずです。本委員会の委員プラス調査員という形で、そのときに弁護士さんとかを足すとか、そういうような場合もあります。

柏の人数が多いという話が出ましたが、これはなぜかはよく分かりませんが、柏の場合は自死事案も場合によっては詳細調査を扱うというような話もあります。

いずれにしても、いじめの調査というのはすごくいろんな課題を抱えているところですので、うまく進めていけるようにやっていただきたいなと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

議案第41号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第43号

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭でお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、議案第43号「松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

**学習指導課長** 議案第43号「松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本件は、松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例について、令和8年3月定例会市議会に議案提出するよう市長に申し入れるものでございます。

提案理由といたしましては、教育支援委員会の庶務を処理する部署名記載箇所を見直し、所管する所属名の今後の変更に対応する条文に改定し、今後も引き続き児童生徒を取り巻く環境の複雑化に対応するためでございます。

改定内容といたしましては、2ページに記載のとおり、第9条、「委員会の庶務は、学校教育部学習指導課において処理する。」を「委員会の庶務は、特別支援教育を所管する所属において処理する。」に改めるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第43号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問等はございますか。

これに関しては、部署の移管の話は以前に審議しているところで、皆さんご理解があるものでございます。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

議案第43号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より報告はございますか。

博物館次長、お願いいたします。

**博物館次長** 博物館、染野でございます。

お手元の「松戸探検 100年前からのくらしのうつりかわり」をご覧ください。

市立博物館から博学連携展示「松戸探検 100年前からのくらしのうつりかわり」の開催のお知らせをいたします。博物館が現在工事休館中のため、松戸市文化ホールが会場となります。本展覧会は、小学校3年生社会科の学習内容に合わせた展示内容となっており、100年前からの農家の暮らしの中の食べるや、夏と冬の暮らしに注目した道具を約55点展示するとともに、小豆の量を升で量るなどの楽しい体験展示も行います。子どもたちが実際に資料に手を触れ、語り聞くことで、100年前と現在の暮らしとの違いを体感するとともに、かつての暮らしの中の知恵を学びます。大人も子どもと一緒に展示をご覧ください、その思い出を懐かしみ、楽しんでいただける内容となっております。

会期は、令和8年2月7日から2月22日まで、会場は松戸市文化ホール・ギャラリー1で、観覧料は無料でございます。

ぜひお越しいただきたいと存じます。

以上、報告となります。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何か、ご質問は。

これ、非常に人気のある展示で、毎回博物館のほうでも、いつ行ってもお子さんが多いというイメージがございます。場所を変えることで、逆に知っていただくいい機会になるのではないかなと想像しております。ぜひたくさんのご来場があるといいなと私も思います。

教育長、お願いします。

**教育長** ありがとうございます。

今、博物館次長の話の中にも触れられていたのですが、私も、学校単位、子どもをターゲットにするということももちろん大切なのですが、大人がこの会を、展示を見るということ

は非常に意義深いことに感じています。本当にご高齢の方であれば、自分が子どもの頃の実体験を想像できるという部分もありますし、本当に今の世の中の便利というのを意識できる部分もあるのかなど、思いますので、ぜひ子どもたちが、もちろん社会科の学習の一端というような話がありますけれども、ぜひ多くの大人の方にもご覧いただきたいと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

和座委員。

**和座委員** 今の話の続きなんですけれども、私も、九十幾つのおばあちゃんがありますが、彼女がよく言うのは、この辺りは本当に田んぼしかなかったと。田園しかなかった。私が住んでいる馬橋、そこで今開業しているんですけど、あの辺りは洪水がひどくて、時々船に乗っている人もいたという、そんな話をしていました。

だから、そういうことも含めて、多分、この100年前からの暮らしというものは、お子さんにとっては非常に大きな刺激になるでしょうし、またそれを家族の方と一緒に見ることによって、それを題材にしながら、お互いに家族の中でまたそういった議題をいろいろと話すというのも、コミュニケーションを取るにはすごくいいことではないかなと思います。そして、この松戸という地域を子どもたちが実感するためにも、非常におもしろい企画ではないかなと思いますので、私もぜひ行ってみたいと思います。よろしくお願いします。

**教育長職務代理者** 山形委員

**山形委員** 山形です。

この文化ホールの同じ階に、ほっとる一む松戸さんがありますので、ぜひ小さい赤ちゃんをお連れの親御さんにもしっかりとご案内していただいて、動線的に来たついでに見られるというのがあるのとか、あと、博物館でこういうのを今後やっていくので、21世紀の森のほうに足を運ばれている方って結構少ないんですよ。両親学級をさせていただく中で、森のホールの写真とかを見せても、どなたも分からなくて、20名ぐらい妊婦さんとカップルでいらっしゃっても、全然知らなくて。近くないと、本当に意識って向いていないんだななんて思いました。

せっかく今、お休みだからこそできるというところの中で、文化ホールは、多分ほっとる一むさんは1日に50名、多いときは100名近く親子が出入りする場所なので、この機会に、ぜひ博学連携プラスアルファ子育て支援連携で学びができればなと思いますので、ぜひつながりを持っていただけたらと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、次。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** お願いいたします。

お手元に、「令和7年度松戸の作家の個展」というものをお配りさせていただいております。本日は、その説明となります。

こちら、「令和7年度松戸の作家の個展」の開催についてお知らせをいたします。

まず、この事業についてですけれども、松戸市在住・在勤の美術家の皆様に作品を出展いただき、松戸市の、今回は文化ホール及び民間ギャラリーのほうで個展を開催するといったものでございます。令和7年度は、2名の作家さんの個展を予定しております。

お一人目、作家1となっております。クマハシリアキコさんです。こちらの方については、会場を松戸市文化ホールで行う予定です。会期につきましては、令和8年2月10日から2月15日までとなっております。経歴については、記載のとおりでございます。

続きまして、お二人目の作家さんです。白谷琢磨さん。こちら会場を、ギャラリー宇、民間のギャラリーでございます。会期は、令和8年2月17日から2月22日までとなっております。経歴は、記載のとおりとなっております。

2枚目、3枚目にはそれぞれの作家さんの作品例を添付させていただいておりますので、お目通しいただければと思っております。

以上、個展開催のお知らせとなりますが、ぜひ会場のほうに足を運んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 何かご意見はございますか。

これまでは、作家の個展は森のホールの壁面でしてくださっていたんですけども、これが変わるということに対しての経緯みたいなものはご説明いただけますか。

文化財保存活用課長、お願いします。

**文化財保存活用課長** 経緯といたしましては、森のホールの壁面でこれまで年4回やっておりました。新たな試みといたしまして、試行的な部分もあるんですが、どうしてもあの会場が、全て悪いとは言いません、少し暗く、人通りもあまりない。やっぱり若手の作家さんとかにとっても、パフォーマンスする場としては本当にいいのかといったところから、あと、新たな試みをちょっとトライするといったところで、実際に来ていただけるような場所、文化ホ

ールであったり民間のギャラリーといったものを選定して進めているところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 場所が、このギャラリー宇というところがちょっと分からないのですが、皆さんはご存じ。

**伊藤委員** 民間ギャラリーですか。

**山形委員** 市民劇場の横のほうにあります。

**伊藤委員** 知らないです。

**教育長職務代理者** すみません、私が知らなくて大変申し訳ないです。ぜひきちんと広報して、せっかくの機会が、足を運んでくださる方が多くなるようによろしく願いいたします。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

では、次、お願いします。

社会教育課、お願いいたします。

**社会教育課長** 社会教育課の関根でございます。

一昨日、森のホール21において開催いたしました、令和8年松戸市二十歳の成人式についてご報告させていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、式典にご臨席賜りありがとうございます。た。

当日は天候にも恵まれ、トラブルもなく、無事開催できましたことをご報告させていただきます。

式典の参加者数につきましては、午前の第1部が1,545名、午後の第2部が1,365名で、合計2,910名の新成人が出席され、出席率は62.9%でございました。ちなみに、昨年、令和7年の出席率は60.6%でしたので、出席率だけで申し上げますと、2.3ポイント増加しております。

以上、簡単ではございますが、令和8年松戸市二十歳の成人式の開催をご報告させていただきます。

**教育長職務代理者** ご意見、感想などございますか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

毎年、成人式キャストの方が一生懸命考えてくださって、同じ内容の年がないような流れの中で、成人式キャストの方の人数が減っているのがすごく気がかりでした。もっと広報をかけていくことが大切だと思います。成人式前だけではなくて、今、若い人は何を見ているかなという、SNSを見ていると思いますので、その辺りで、SNSのほうを活用しながらのキャストの声かけを広げていただけたらと思っておりました。

以上です。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから何かご報告はございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** では、以上で報告は終わります。

---

◎議案第42号

**教育長職務代理者** 続きまして、議案第42号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」を議題といたします。

会議冒頭でお諮りしましたとおり、議案第42号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

秘密会にご出席いただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、専門監、課長補佐、社会教育課長、課長補佐、社会教育課施設担当室室長、文化スポーツ部部長、文化スポーツ政策課課長、課長補佐、以上となります。それ以外の方は、退席してください。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

---

(以後、秘密会)

---

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

それでは、準備が整ったようですので、これより議案第42号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** 教育総務課長、三根です。よろしくをお願いいたします。

議案第42号「松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見の聴取について」ご説明いたします。

議案書25ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたためでございます。

議案書26ページをご覧ください。

令和8年1月7日付をもって、市長から教育長への意見を求める旨の文書を受理しております。

特例条例の改正案につきましては、議案書27ページからの松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）をご覧ください。

改正前の第2条第2号の括弧書きである「文化政策の総合調整並びににぎわい創出及び地域コミュニティの活性化に関することに限る。」の文言を削除するものでございます。

また、特例条例の改正に伴い、教育委員会から市長へ所管が移される施設のうち、松戸市民劇場及び松戸市文化ホールの設置条例中の「教育委員会」の文言を「市長」へと改めるものでございます。

詳細につきましては、関係部署よりご説明をさせていただきます。

**文化スポーツ部長** 文化スポーツ部長、藤谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元のA3の配付資料をご覧くださいと存じます。

ただいま教育総務課長からご説明申し上げましたとおり、今回の条例改正につきましては、市長部局へ移管する事務の所管替えを想定してございます。具体的には、文化振興財団並びに松戸市文化会館、松戸市民劇場、松戸市民会館、松戸市文化ホールの4施設を想定してございます。

その理由となりますことにつきましては、左側の資料のほうをご覧くださいと存じます。まず、1番の①のところですが、これまで、条例制定後に、役割分担の明確化、それから教育的視点の保持という視点で、引き続き事務を進めてきたところですが、市長部局として文化政策を総合的に推進していくこと、それから教育委員会といたしましては、社会教育並びに文化財保護をしっかりと担っていくということを改めて明確にさせていただくことを狙いといたしまして、あわせて、②番、市民サービスの向上を目指すものでございます。

具体的に文化振興財団につきましては、これまでも本市の文化政策の振興を担ってまいりましたが、所管替え後につきましては、より幅広く市民文化の振興を含めて取り組んでまいるところでございます。

一方、施設につきましては、文化施設の担当室を新たに設置いたしまして、文化会館等の老朽化対応、それから更新等につきまして、積極的に本市全体として進めてまいるところでございます。

説明は以上でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第42号について、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

では、私から。

この中で、観光推進室というものが観光推進課に変わっていますが、その辺り、にぎわい創造課が新たに文化芸術創造課になっているところの所管から外れて1つ格上げになっているんですが、どういったことが主に変わるのかなというところが教えていただければと思います。

文化スポーツ部長、よろしくお願いいたします。

**文化スポーツ部長** お手元の組織改編につきましては、あらかじめ申し上げます。まだこれはイメージでございまして、今後、詳細につきましては決定してくるものということを申し添えますが、まず、今ご質問の文化にぎわい創造課、左側のところでございますね。現在、大きな所掌といたしましては、文化施策の振興並びに観光施策ということで、それぞれに内容、量とも非常に大きい業務でございます。しかしながら、今、現体制の中では、非常に観光のウエートが非常に高くなってございまして、改めまして文化芸術創造ということで、本市の文化政策を積極的に担うものとしていたしまして、文化芸術創造課を設置させていただく予定で

ございます。

その中では、これまで文化スポーツ政策課等で担ってまいりました、例えばですけれども、科学と芸術の丘ですとか、レジデンス事業をやっておりますPARADISE AIRですとか、様々な文化スポーツ部内で、各課で取り組んでおりましたものをしっかりと統合するとともに、新たな文化政策の創造に向けて取り組んでまいるといようなイメージでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** イメージとしては、直轄ではないけれども、部として統括して、室から課には変わったけれども、同じように、分量が増えてきたという中で、観光というものを課として扱うという感じで捉えてよろしいですか。

文化スポーツ部長、お願いいたします。

**文化スポーツ部長** 失礼しました。観光のほうの説明がちょっと足りなかったかと思うんですが。

観光政策につきましても、これは、まちづくりとあるいは経済関連の部門としての連携等々、非常に重要度が増しておりまして、そういった意味で観光の担当室から観光推進課というほうに格上げをいたしまして、より積極的にこちらも松戸市観光協会と共に観光振興に向けてということで、新たな事業をこちらも取り組んでいくために組織の体制を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか。

和座委員。

**和座委員** ここの中で、施設の中で、文化会館とか市民劇場とか文化ホールに関しては、これは今まで教育委員会の中の生涯学習部のほうで担っていた部分が文化施設担当室という形になって、文化スポーツ部のほうに移行したということで、こういった細かなところがみんなそれぞれ教育委員会から市長へというふうなことで変わっているんだと思うんです。

もう一点は、文化振興財団のところに公民館とか青少年会館、タウンスクールとか、そういったものが書かれております。これは今、社会教育課というところが、今まで生涯学習部の中でやっていたところが、今度はそれが文化振興財団という形で、文化芸術創造課の中に組み込まれていくわけですね、これを見ると。そうすると、生涯学習部の中の公民館とか

タウンスクールとか青少年会館、それから、これも一応この社会教育課の中に残るという形でここにも書かれているわけです。

これを見ると、こちらの青い印を見ていくと、これは全部そのまま上のほうに上がってしまうんですけども、ここの部分については、青少年会館とか公民館に関しては、このまま社会教育課という形で教育委員会の中に残るというふうに考えていいんですか。これは何か、図によると上のほうに上がってしまって、上のほうの部分については文化振興財団の中に組み込まれて書かれているんですけども、この部分はどんなふうに考えればよろしいんでしょうか。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** すみません、ちょっと表のほうが見づらくて恐縮でございます。

まず、端的に申し上げますと、文化振興財団が公民館等を担っているわけではございませんで、これは独立してございます。したがって、文化振興財団は所管が移管しますが、左側のほう、令和7年度のところへ書いてございます、公民館以下赤字のところにつきましては、もともと本来の社会教育の業務として、社会教育課の中で引き続き取り組んでまいると。あわせて、施設担当室のところの赤いところにつきましては、これは全て文化スポーツ部のほうに所管が替わるというような。すみません、ちょっと表として見づらく。

**和座委員** 分かりました。文化振興財団の下のほうに書いてあるので、僕はそれ、一緒な組と見てしまったんですが、これは全く別ということですね。

**文化スポーツ部長** 独立しております。

**和座委員** 申し訳ございません。分かりました。

**文化スポーツ部長** とんでもございません。

**教育長職務代理者** ほか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 今回のこの改正前と改正後の記述を見ると、文化財の保護は変わらないんですが、いわゆる文化に関することが、今は政策判断とかどういうことをやるのか考えるようなことに限っているのが、これからはそういう縛りがなくなって、文化に関すること全部が市長部局のほうに移るということで、かなり大きな変更になるのかなというふうに私は思っています。ただ、今回、4月以降、ある案件や、事業がどう変わるのかというのがなかなか見えてこないのので、実際に、今までも市長部局のほうでやっていたんですよということも含めてちょっと分かりにくいので、二、三点ちょっと教えて下さい。

例えば、この間からちょっと議論になっている、音楽フェスティバルは今どういうふうに議論されて、今回の変更と関係があって、来年度どうなるのか、その検討状況をちょっと教えて下さい。

それから、例えば桜まつりとか、これは恐らく観光で、今はもう教育委員会はほとんど関与していないのかなという感じはするんですが、来年度以降どうなるのか。

それから、これは教育委員会のほうでかなり関与していると思うんですけども、毎年11月を中心に、10月からスタートしてやっているいわゆる文化祭です。

もう一つ、10月にある松戸まつりもそうなんですけれども、それとは別に、いわゆる文化祭は、各地にある市民センターを中心にいろんな文化団体が作品を展示したりしていて、過去には社会教育委員の方と一緒に文化祭については視察させていただいていたんですが、特にそういう桜まつりと松戸まつりと文化祭が、今後、何か来年度から所管がそもそも替わるのか、その結果どういうふうになるのかとかいうようなことがもし分かれば、非常に全体を理解するのに分かりやすいと思うので、今分かる範囲で教えていただければと思います。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** ありがとうございます。

少し具体的なお説明をさせていただければと存じます。

まず、1点目、文化政策全体の推進について、どのようなことかということでございますが、今現在、仮称でございますが、文化スポーツ創造のまち推進方針ということで、市長部局が所管しておりますが、文化スポーツ審議会の中で、新たな文化及びスポーツの市としての基本方針を策定する作業に入っております。

来年度につきましては、今諮問をさせていただいております、答申が年度末を目途にいただける予定になっておりますので、そのタイミングで前後いたしまして、当然教育委員会会議のほうにも様々なご意見をいただくような形にさせていただきたいと思っておりますが、市全体といたしましては、新たな方針に基づきまして、教育を含む全体の中での方針を定めた中で進めていきたいというふうに考えてございます。

したがって、現在でも社会教育の中でしっかりと文化、特に市民文化ですとか、社会教育団体への様々なご支援ですとか、協力体制というものは引き続き社会教育課のほうで中心として担っていただくというふうに考えている中で、3点ございましたが、1点目、音楽フェスティバルにつきましては、今、文化にぎわい創造課のほうで所管をしております、現状で申し上げるところでございますが、今年度から優秀校の演奏会等が、様々な環境の変

化によって、そちらについては音楽フェスティバルと一緒にということでない形で今やるようになっております。新年度につきましても、いろいろな形を今探っていきながら、音楽のまち松戸ということは、行事もそうですし、イベントもそうですし、絶やさぬように進めていきたいというふうに検討してございます。

ただ、これまでの、昨年度以前の音楽フェスティバルの形がどんどん変化をしたり進化をしていくというようなイメージは、我々としても持ちながら検討を進めているところでございます。

2点目の桜まつり、松戸まつり等につきましては、こちらについては、ここの所管で申し上げますと、観光推進課のほうで引き続き担わせていただくということになっております。特に桜まつり等につきましては、地元の町会ですとか様々な関係団体が、非常にそういう意味では1つの文化ではございますが、観光の文脈の中でしっかりとまちを盛り上げていただくということを我々も支援していきたいと思っております。

3点目、前後してしまいましたが、市民文化祭につきましては、これは社会教育団体の発表の場としてしっかり続けていただいておりますので、その大事なところは維持をして、社会教育の部門で担っていただくというふうに考えておりますが、当然、10月、11月の約2か月にわたって、様々な公共施設、それはここに記載させている4施設以外も含めて、市民センターなども使いまして、かなり広範囲に地域の社会教育団体の活動を発表の場としてさせていただいているものでございますので、そこは変わらず連携をしたり共有をしたりして、発表のしやすい、市民の方に喜ばれるような形で継続させていただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

**伊藤委員** そうすると、市民文化祭は、実際管轄しているのは教育委員会の社会教育課。

**文化スポーツ部長** はい、社会教育課でございます。

**伊藤委員** 今もそうだし。

**文化スポーツ部長** 今もそうです。

**伊藤委員** そうすると、今後もそれは変わらないというふうに考えて。あるいは、市長部局の関与がもう少し強くなるとか相談しながらとか、そういうのはあるんでしょうかね。

**文化スポーツ部長** 今年も我々のほうで取り組んでいる事業で、PARADISE AIRとかそういう事業もあるんですけども、そういった取り組みをしている団体が、例えば市民文化祭の団体とコラボレーションというんですか、そういったことはより積極的にできるよ

うに我々も取り組んでまいりたいというふうに思っています。

**伊藤委員** それはいいことだと思います。分かりました。ありがとうございます。

**文化スポーツ部長** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか。

中西委員。

**中西委員** あくまでこれは意見というか、感想というかですね。

今、伊藤委員がおっしゃったように、実際に具体がどうなのかということが大事だと思うので、こだわる必要はないのかもしれませんが、特例条例の改正の文章を見ていて、改めて、現状が何々に限るといふふうになっていて、「文化財の保護に関するものを除く。」となっているので、ということは、この「限る」以外の部分は何だったのかなということを変更して考えるんですね。それが変更後、文章的にはすっきりすると思うんですが、じゃ、「限る」以外の部分がどこかに文章化されていないと、何かすっきりしないというか、全部文化は市長部局に持っていかれるような印象をこの表現だけでは思ってしまうので、そこはどうすればいいのかなというのをちょっと自問自答していたところで、あくまで印象です。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** ありがとうございます。

今手元にないんですが、地方教育行政に関する法律という中で、13項目、教育委員会の所管事務が明示されております。実は、その13項目の中には、社会教育という言葉はあるんですが、地教行法の中では文化という言葉は社会教育に含まれるというような解釈で認識しておりまして、したがって、現行の特例条例につきましても、その中で所管しているもの、当然、文化財ですとか図書館ですとかも含めて、その中で所管しているものは括弧書き以外のものとしているという認識で施策を進めてまいりました。今回、括弧書きが取れることによって、じゃ、文化の範囲ですとか定義はということのご質問だったかと思うんですが、まず1点目としては、条例の上に国の法律が、それぞれ所管法がございまして、文化芸術に関しましては文化芸術基本法の中に文化の定義がされております。

ここも様々な項目がございまして、例えば、話題になっていない部分で言うと、芸能ですとか、そういったものも含まれるような文化芸術基本法の所管の中での文化という定義がございまして。

一方で、教育委員会のほうにおかれましては、社会教育法、それから各施設の、公民館もそうですし、図書館法もそうですし、博物館法もそうですし、それぞれの根拠法に基づく定

義がなされておりますので、その中でのやはり基本的な考え方として、それぞれに関する、平たく言うと文化というものを進めていくということは、上位法に定義をされている中で理解をしていただけるように、少し丁寧にそこはご説明が必要かなというふうに、今ご質問いただきまして認識してございます。

以上でございます。

**中西委員** 少しすっきりしました。

**教育長職務代理者**

ほか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

先ほど、事前の説明でもありましたけれども、議事録に残したほうがいいかなと思うので。組織改編は何のためにあるかという、やっぱり市民の方の幸せのためというか暮らしやすさのためにあると思うので、市民の方への貸し館業務の移動によつての当選の変更だとかがないかとか、ほかに、例えば逆に言うと、移管することによつて、市民の方に何となく具体的なメリットというか、何かそういうものが今現状分かるものがありましたら、お話しいただけたらと思います。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** ありがとうございます。

短期的なものちょっと中期的なものに分けてお話をさせていただければと思います。まず短期的な変更による影響というのは、逆に言うと、ほとんどないように進めさせていただければと思います。

具体的に申し上げますと、社会教育団体が利用される場合の減免ですとか、そういった手続的なものの所管ですとか、先ほどちょっと市民文化祭でも申し上げましたが、そちらの準備ですとか、スケジュールを取らせていただくとかいうものは変更ございません。

一方で中期的に見ますと、施設がそれぞれかなり設置年数がたっておりまして、老朽化ですとか、場合によっては、新たなものをという今検討を一方で進めさせていただいておりますので、そういったもののサービス向上、質の向上、都市基盤としての向上というものを、市長部局全体の政策の中で、我々も当然教育委員会のほうも一緒に進めさせていただくというような認識でございます。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

短期的なところで1つ懸念されるのが、部門が替わることによって、やはり文化ホール、発表会等で学校が利用することが結構あるかなと思い、そのときの貸し借りの誤作動というか、そういうのがないようにしていただけることをお願いできたらなと思います。

あと、中期的なことは、本当に市長部局に行くことによって、いろいろな連携が取れるのかなというところが私は一市民として感じている部分です。

先ほど伊藤委員も音楽フェスティバルのことをお話しされていて、私も毎年行くようにしていく中で、形態は様々変わっていく中で、並行して今回は森のホールを中心とされて開催して、講演のほうはフェスティバル、モリヒロフェスのほうをやられていたりして、一番最初は両方やっているような感じがあって広がりを感じて、今回はちょっと小じんまりとしたような印象ではありましたが、いろいろな団体が入ることによっての相乗作用とかというのを感じられるのかなと思いましたが、このスポーツ部ができていく中でこの大きな流れの中で、今回、七草マラソンに出てみてすごく感じたこととして、民間を取り入れる連携力みたいところは、教育委員会よりも市長部局のほうが、もしかしたら動きやすいのかもしれない。

今後、いろいろなこの貸し館業務に関しても、文化ホールなんか、興行の部分でもっといろいろなアーティストの方が来ていただくとか、見せ方みたいところなんかは、もしかすると教育委員会よりも市長部局のほうが関連して、それこそ観光だとか、絡みの中で広がっていくものがあるのかなと思って、とても期待しています。

以上です。

**教育長職務代理人** ほか。

和座委員。

**和座委員** 市長部局の役割分担のところですけど、文化政策の推進という結構大ざっぱな言い方で書かれていますね。教育委員会は、社会教育と文化財保護と。文化財保護というのは非常に分かりやすいんですけども、社会教育の部分については、かなり文化政策の中とダブっているというふうに僕はやっぱり思っちゃうんですよ。

だから、いずれにしても、この2つに関して、例えばスポーツで考えた場合に、僕の頭の中で例えばスポーツと言ったときに、教育委員会を含めて学校の中で、主に小学校や中学校の中でスポーツというとやっぱり競技スポーツというのが1つの大きなメインになっていて、それがマラソンだとか、そういった行事として今結構出ていますけれども、そういった中で

文化というもっと広い範囲で考えたときに、人生で考えれば、やっぱり子どもから老人までのスポーツというと、やっぱり健康だとかコミュニケーションだとか生きがいか、そういったものと非常にオーバーラップしてくるわけですね。

そこはもっともっと何か肩肘張らずに、もっと自由にいろいろと発想できるという意味では、そういった意味で、社会教育の中でも文化的な部分をより一層明確にしていきながら広げていくということで、僕は、やはりこういった文化スポーツ部というのがこういった形で独立して広く広げていくということは、それなりに意味があるんじゃないかと思うんです。

ただ、教育委員会が今までやってきたこととのオーバーラップもあるので、やはりそういった中での、社会教育課という形で今残っていくわけですから、その中でのいろんな議論というものが、常にコミュニケーションを、教育委員会と部局との間でかなり日常的にいろいろな形で議論しながらつくっていかないと、やはりせっかく教育委員会というものがあるわけですし、先ほど言ったように、その中ではまり切れないと言ったら語弊があるかもしれないけど、幅広くやっていくような、そういった部局を新しくつくったわけですから、そのところでお互いの長所を認めながらコミュニケーションを取っていくということがすごく重要だと思うので、やっぱり定期的に教育委員会の中でそういったものの話をお互いに意見交換していくような、そういった機会をぜひこれからも設けていただきたいというのが私の気持ちです。

以上です。

**教育長職務代理者** 前々から私はずっと言い続けていることで、今回文化スポーツ部ができて、駆動的に動いていくということは非常に歓迎するのですが、科学と芸術の丘とか、これから博物館がリニューアルしたら、恐らくいろんなイベントごとを組んでいくと思われる中で、今、和座委員が懸念した中にも入ってくるんですけれども、文化財保護という観点で、今まで少し欠けていた部分というのは、何かイベントというか観光的なイメージに事が動き出すと、本来の意味での保全というところが弱まる、そこがすごく危険だなというシーンを何度か、私の勝手な懸念かもしれませんがございました。1つの企画が立ち上がりましてところで、一旦、文化財保存活用課に係る場所とか施設、あるいは案件の中で係るものがあるときに、チェックを入れてもらうような作業というのを、面倒かもしれませんがやっていかないと、何かが壊れたりとか、何かが間違った方向で理解された後では、取り返しがつかないということがこれから出てきます。

今までは教育委員会の中だったので、すぐにもそれがお伝えできる状況にありましたが、

課が離れて、場所が、ほんのささやかな距離とはいえ違いますと、なかなかそういったもの  
の声かけというのが難しくなるとは安易に想像できます。教育委員会側からそちらに申し上  
げるってなかなか難しいと思うんですね、もう部として確立しますから。ですので、逆に文  
化スポーツ部のほうから文化財保存活用課のほうに、あるいは社会教育課のほうに懸念材料  
というものを問うていただくというか、その過程を一回踏んでもらうということを実際に切  
にお願いしたいと思っております。

以上でございます。

教育長、お願いいたします。

**教育長** それぞれ議論をありがとうございます。

まず、市長部局と教育委員会の関係性というのは、一つ一つ細かく取るというよりも、大  
きな関係性が絶対あるのだと思っています。その中で、2年前にこういう文化スポーツ部が  
立ち上がって、ある程度具体の中身も分かれていき、2年を経過した段階で新たなステップ  
に進んでいくのだということは私も感じています。先ほど文化スポーツ部長のほうからご説  
明があったとおり、目的とか基本的な考え方、それから概要については当然理解しますし、  
反対する部分は全くございません。ましてや、どんどんどんどん推進していただきたいとい  
う気持ちでおります。

ただ、やっぱり根本的な部分をしっかり意識しなきゃいけないなと私は思っていて、ここ  
はぜひご意見を、考えを頂戴したいところなのですけれども、まず、とにかく地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律にのっとって私たち教育委員会がいろいろな所管事務をやっ  
ているわけなのですけれども、その一部を条例改正して市長部局に持っていくということ。それは  
先ほどいろんなご意見の中で、様々なものが向上していくのだろうという大きな期待があり  
ますので、それは本当にそのとおりなのですけど、だからといって、教育委員会が全くそれ  
ぞれやっている事業そのものに関心を持たないというか、それはもう向こうでやっているん  
だから、私たちは関係ないですよという立場は絶対取れないわけです。取ってはいけないと  
いうふうに思いますので、ぜひ、一部条例を改正して移管した部分についても、何らかの形  
で私たち教育委員会が意見を言える場面、あるいは具体的な事業内容ですとか今後の方向性  
みたいなものをご報告いただけるような場面を設置すべきだというふうに私は思いますので、  
その辺、市長部局として、もちろん市長さんが来て話すということはないと思うので、大き  
な所管である文化スポーツ部のほうで、その辺のところの認識を一応確認したいと思ってい  
ます。

それが毎回毎回一つ一つ細かい事業というのは当然無理なのですが、年間を通して1回でも2回でも、こういった正式な教育委員会会議の場面、あるいは何か勉強会的な部分等の、場面設定はやり方がいろいろあると思うのですが、そういうことをきちんとご報告いただくなりして、それに対して私たちが意見を述べられる場面、先ほどの細かいいろんなフェスティバルとかいろんな事業なんか、私たちも参加してみて、どうだったと意見を言って、そうするともっともっと発展的に物事が進んでいくし、さらによいものになっていくのかなと、思いますので、その辺の双方のやり取りみたいなことができる場面をどのようにお考えになっているかを伺いたいと思います。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** ありがとうございます。

波田教育長の今のお話で、ちょっと数点に分けてお話をさせていただきます。まず、文化で今回は議案として出させていただいておりますが、当然スポーツに関してもということで、文化スポーツの政策、それから施策事業というものを教育委員会と連携させていただくということは非常に大切だというふうに現在でも認識しておりますし、今回の改正に当たっても、さらに非常に重要だと考えてございます。

したがって、現在、実は内部では、教育委員会と市長部局の連携会議ということで、関係部長が所管しまして、具体的に申し上げますと、生涯学習部長、学校教育部長、それから私、文化スポーツ部長が入りまして、定期的に年4回ほどですが、連携をする様々な事業上の、あるいはその政策上の協議、情報共有を進めているところでございます。

今後につきましては、今のお話も深く踏まえまして、年に何回かということだとは思いますが、具体的に新たな政策、それからこれまでの進捗、それからタイミングによりましては、予算の進め方等も積極的に情報提供をする場を逆に頂戴しまして、文化だけではなくてスポーツ政策も含めて、教育委員会との連携をより強めていくような仕組みといたしますかを今ぜひさせていただきたいということを検討しているところでございます。

以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。

ぜひ積極的に取り組みたいと私も思います。

**教育長職務代理者** 以前の会議のときにも、今教育長がおっしゃってくださったような意見交換の場というものをという附帯意見がありましたので、その延長上でまた具体的なものをお考えいただければということで大丈夫でしょうか。

それと、今話題に出たので、もう一点質問させてください。

スポーツに関するところで、やはり学校と連携するところだと地域スポーツと部活動のところですが、全く関係ないかと言ったらそうではなくて、スポーツ振興課のところ、1つの部署が丸ごとそちらに教育委員会から移行しているので、なかなかこちらのほうで把握しづらいという部分があるのですが、現実的には、文科省からの質問などで我々分科会で答える場面などがございますと、今の進捗状況はどうですかというようなことを答えを求められるシーンはあるんですね。そうすると、教えていただかないと分からないことがたくさんありまして、そういったところはどのようなふうにご質問等をしたらよろしいのかなというところをお答えいただきたいです。

**教育長職務代理者** 文化スポーツ部長、お願いします。

**文化スポーツ部長** 部活動については今、地域連携、地域展開という言葉に変化をされているところだというふうには認識しておりますが、基本的には、私どもの文化も含めてでございますが、地域の中で、例えば中学生、土日だけではございませんが、小学生も含めてだと思っておりますが、地域の中でそういった活動ができたり活躍ができてりする場をしっかりと整えるのが、まずは我々のほうの使命かなというふうには認識しております。具体的には、スポーツ少年団をはじめ、地域の様々なスポーツチームもございまして、そういったところで現実的に活動は進んでおります。

一方で、これからの部分といたしましては、今まで部活動で主体的に担われていた競技ですとか、学校体育という部活動の中で取り組まれていたものが、より地域の中でも取り組みやすいようにしていく環境を整えていこうというのが全体としての考え方でございますが、今進捗ということで申し上げますと、先ほど申し上げた市長部局と教育委員会の連携会議の中に分科会を設置しまして、その中で今検討している中で、具体的に進めるに当たっては、やはりいろいろな現状の変更という中で、当事者といたしましては、当然その部活動のお子様、それから保護者、学校、部活動担当の先生も含めて、それで一方では地域の団体の受皿があつたりなかったりと様々ございますので、そういったところをしっかりと整理して、一気に全てがいくというふうには自分のほうも認識はしておりませんが、まずはしっかりと方向性をお示しする中で、段階的に進められるとよいかなという認識で今取り組んでいるところでございます。

個々の事業につきましては、それぞれの場面でちょっとご説明をさせていただいたりもあつたかと思うんですけれども、そういったような形で、大きく何かが今の時点で動いている

というようなところがなかなか見えづらいところはあるかと存じますが、検討もして進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**教育長** 多分今年度末、まだ何回か会議があったり、来年も同じように教育委員会として他の自治体との協議をする場面があると思うのですけれども、その際に、こういった組織改革というのも、大きな前進とまではいきませんが、やっぱり1つのステップだということは、松戸市としてはそうやって考えて進めていますというような意見を皆さんのほうで積極的に言っていた方がいいんじゃないかなと思います。

これは今、部活動の地域展開の話ですけれども、これまでいろいろ出てきたような様々な特別支援のこととか、いじめや不登校のこととかも、同じように具体の中身を、質をよくするために組織を替えて取り組んでいくというのも、松戸市の1つの方向性なのかなと思います。ぜひそういった意見を述べてください。よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ないようですので、様々な意見が出ましたけれども、おおむね前回の附帯させていただいたところとひもづくところではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。委員の皆様、ご理解いただけましたでしょうか。新たに何かということは、ございませんか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ご理解いただけているというふうに承知いたしましたので、これで質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

議案第42号については、改正案に対し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第42号については、改正案に同意する旨、市長に回答することに決定いたしました。

---

**教育長職務代理者** 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

再開の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員等入室)

---

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

秘密会にて、議案第42号については、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正案に対し、同意する旨、市長に回答することに決定いたしました。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

**教育長** ありがとうございました。

では、次回の教育委員会会議の日程についてお諮りいたします。次回の教育委員会会議は、令和8年2月12日木曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してははいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないようでございますので、次回、令和8年2月定例教育委員会会議は、令和8年2月12日木曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和8年1月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時38分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員